

九州ボールルームダンス連盟競技規定

第1章 本規定の意義

第1条 本規定は、九州ボールルームダンス連盟(以下本連盟と称する)競技規定と称し、九州ボールルームダンス連盟の主催、又は、公認するダンス競技に関するすべての事項を規定する。

第2章 公認競技会

第2条 本連盟の公認競技会を次の通り定める

- 1 JBDF九州ボールルームダンス選手権大会(前期・後期)
- 2 JBDF九州ボールルームオープンダンス競技大会(本連盟登録選手のみ)
- 3 JBDF九州ボールルームダンス級別ダンス競技大会(本連盟登録選手のみ)
- 4 (全国・九州)オープンダンス選手権大会(九州インター・全日本・新規競技会)
- 5 第2条1項から3項迄の競技開催に関しては、主催、日時等、大会要綱(種目変更場合のみ)、(案)を競技部長に申請し、九州ボールルームダンス連盟会長(以下本連盟会長と称する)の承認を得て本連盟の公認競技会とする。又大会要綱の内容(種目以外)が変わる場合は理事会の審議の後、本連盟の承認を得る事とする。又第2条4項(九州インター・全日本)及び新規競技会を行う場合も大会要綱(案)を明記し競技部長に申請し理事会の審議の後、本連盟会長の承認を得て本連盟の公認競技会とする。
- 6 第2条の1項から3項迄の競技会は昇降級対象競技会とし、第2条4項は競技大会開催時に大会要綱(案)に明記し理事会の審議の後にて決定する。

第3条 競技年度

競技年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第4条 表彰

- 1 第2章第2条1項から3項の出場選手に対して賞状を交付しなければならない。
- 2 第2章第2条1項の出場プロフェッショナル(以下プロと称する)入賞者に対する賞金は下表のとおりとする。但し24組以上の出場組数を有する。アマチュア(以下アマと称する)決勝入賞者に対する副賞は、主管県連盟が決定する。

1位	2位	3位	4位	5位	6位	準決勝
100,000円	60,000円	40,000円	20,000円	20,000円	20,000円	5,000円

- 3 第2章第2条2項の出場プロ入賞者に対する賞金は下表のとおりとする。但し、12組以上の出場数を有する。尚、2条1項の出場組数23組から12組の出場組数の場合も同額とする。アマ決勝出場者に対する副賞は、主管県連盟が決定する。

1位	2位	3位	4位	5位	6位
70,000円	40,000円	30,000円	10,000円	10,000円	10,000円

- 4 第2章第2条1項と2項の出場組数11組以下の場合プロ入賞者に対する賞金は下表のとおりとする。アマ決勝出場者に対する副賞は、主管県連盟が決定する。

1位	2位	3位	4位	5位	6位
50,000円	30,000円	20,000円	5,000円	5,000円	5,000円

- 5 第2章第2条3項のプロ選手に対する賞金、並びにアマ副賞は主管県連盟が決定する。

第5条 出場料

プロ・アマ及びシニアの登録選手出場料を下記のとおりとする。

- 1 前期・後期の選手権出場料 ¥7,000-
- 2 2種目以上総合セクション ¥6,000- 単科セクション ¥5,000-
- 3 G. シニア基本出場料 ¥7,000- 追加1セクション ¥5,000-
- 4 ジュニア・ジュブナイルの2種目以上総合セクション ¥1,000- 単科セクション ¥500-
- 5 学連の基本出場料 登録選手の半額

第3章 出場規定

第6条 出場

- 1 登録選手はその年度内における公認競技会には必ず出場すること。
- 2 公認競技会に出場する選手は、大会要綱に定めてあるとおり、出場料を添えて所定の申し込み用紙に記入し、県連盟を通じて、出場申込みをしなければならない。
- 3 本連盟主催以外で開催される、競技会に出場を希望するプロ選手は、他連盟競技会出場届けを競技部長に提出し、本連盟会長の許可を得なければならない。

第7条 欠場届け及び出場取り消し

- 1 出場申し込みをした後出場不能となったときは、遅滞なく本連盟競技部、又は、県連盟長まで欠場届けを提出すること。但し、既納の出場料は返金しない。
- 2 天災、交通機関の事故等不測の事態が発生し選手自身の責任による事なく出場不能となった場合は、競技会終了後5日以内に理由を書いた欠場届が本連盟競技部に到着したときに限り既納の出場料を返戻することができる。
- 3 選手が出場申し込みをした後、無届欠場したとき、本連盟競技部は、その選手に警告し、なお再度にわたり無届欠場したときは一定期間出場停止処分を課すことができる。
- 4 自身、又はパートナーの傷害、病気、その他やむを得ない事由によって、公認競技会に出場出来ないときは、事前にその事由を記した病欠届を所属県連盟長を経由して本連盟競技部に提出しなければならない。尚、傷害、病気については医師の診断書を同時に提出する事。
- 5 前項の欠場届けが正当と認められるときに限り昇降級規定による事なく降級の対象とならない。
- 6 休場期間はその競技年度のみに適用する。2競技年度にわたる場合には、再度欠場届けを提出する事。

第4章 登録規定

第8条 選手の登録

- 1 本連盟管内において、本規定に基づいて競技に参加する選手でプロフェッショナルN級以上アマチュア及びシニアのD級以上の選手は、スタンダード・ラテンアメリカン、の各セクション別々に、予めその年度の指定期日までに、選手登録を完了しておかなければならない。
- 2 登録の手続きは、所定の用紙に氏名・住所・所属教室(アマチュア選手は無所属でも可)等に必要事項を記入の上、登録料を添え各県連盟を通じて本連盟競技部へ届け出ること。本連盟はプロフェッショナル選手会へ通知する。
- 3 登録は競技年度毎に更新するものとする。なお、登録申請記載事項に変更があったときは速やかに所定の用紙で変更届を提出しなければならない。
- 4 新規登録
 - イ) プロとして新規登録する選手は、競技年度内において、新たにN級競技会に出場する選手。
登録時期 → (出場する競技会の一カ月前までに登録を完了しておくこと)
又、アマ選手からのプロとして新規登録する選手は、アマの持級より2階級下の級より登録することができる。
 - ロ) アマとして新規登録する選手は、第6章で昇降級規定第17条に該当するN級戦で即日昇級した選手。
但し、即日昇級した選手は、昇級した年度内か次年度初めまでに登録すること。それ以後の登録は出来ない。
又、アマの選手がシニアへ新規登録する場合はアマの持級から登録することができる。
 - ハ) シニアとして新規登録する選手は、第6章で昇降級規定第18条に該当するN級戦で即日昇級した選手、又は、現在アマ登録選手で男女共35才以上カップルは、持級から登録できる。
但し、即日昇級した選手は、昇級した年度内か次年度初めまでに登録すること。それ以後の登録は出来ない。
又、シニア選手がアマへ新規登録する場合は、シニアの持級より1階級下の級より登録することができる。
- 二) 移籍及び転向によりその資格が発生したとき。

- ホ) 他団体からの新規登録する選手は自クラスを証明する書類を添え、所定の登録用紙に記入の上、各県連盟を通じて提出しなければならない。
- へ) 学連からの新規登録する選手は、アマクラスはC級からとし所定の登録用紙に記入の上、各県連盟を通じて提出しなければならない。

5 継続登録

- イ) 継続登録の時期は毎年最終競技会終了後、指定締め切り期日(競技部からの提出日)までに更新手続の登録を完了すること。
- ロ) スタンダード・ラテンアメリカン、両セクションに登録資格を有している者は、スタンダード、ラテンアメリカン、それぞれに登録するものとする。但し、登録番号は同一番号とする。
- ハ) 背番号はスタンダード・ラテンアメリカンそれぞれに付与し、2年毎に変更する。

第9条 登録資格の抹消

継続登録を2競技年度(2年)怠ったとき。

第10条 復帰願い

- 1 登録抹消された選手が、復帰を希望するときは、本連盟競技部に届け書を提出し、昇降級審議委員会の承認を得て、本連盟会長の承認を得た後、復帰することができる。
- 2 前項において承認を得た選手は、持級も一年毎に一階級ずつ降級して復帰できる。
- 3 元A級取得選手が登録抹消された場合、5年間はD級を保持できる。

第11条 登録料

1 新規登録及び継続登録

プロの新規登録及び継続登録の場合

1セクション 1人 ¥4,000- カップル ¥8,000-
2セクション 1人 ¥8,000- カップル ¥16,000-

アマ・シニアの新規登録及び継続登録の場合 (D級以上)

1セクション 1人 ¥2,000- カップル ¥4,000-
2セクション 1人 ¥4,000- カップル ¥8,000-

(尚、アマE級、N級・シニアE級は入力手数料として

アマ・シニア別々にカップルで¥1,000-)

グランドシニアの新規登録及び継続登録の場合

1セクション 1人 ¥1,000- カップル ¥2,000-
2セクション 1人 ¥2,000- カップル ¥4,000-

} 内選手会活動費
35%を含む

2 中途登録手数料

プロ・アマ・シニア・グランドシニアの、共通手数料

1セクション 1人 ¥ 500- カップル ¥1,000-
2セクション 1人 ¥1,000- カップル ¥2,000-

第12条 選手階級

競技選手の級区分は、プロとアマ共にスタンダード・ラテンアメリカンに分けてそれぞれ次のとおりとする。

1 プロフェッショナル

A級 B級 C級 D級 N級

2 アマチュア (男女共、16才以上のアマチュアカップルであること)

A級 B級 C級 D級 E級 N級

3 シニア (男女共、35才以上のアマチュアカップルであること)

A級 B級 C級 D級 E級

4 グランド、シニア (55才以上のアマチュア男子。パートナーもアマチュアで年齢は自由とする)

5 スーパー、シニア (65才以上の男子。パートナーもアマチュアで年齢は自由とする)

6 ジュブナイルは11才以下の男女。

7 ジュニアは12才より15才以下の男女。(尚、アマチュアに出場の場合は保護者承諾書を提出すること)

8 ユースは16才より18才以下の男女。

第5章 服装規定

第13条 競技会の出場者の服装を次のごとく定める

- 1 プロ・選手(全競技) スタンダード 競技用正装 ラテン 自由 女子 自由
- 2 アマとシニア選手(A級～E級) スタンダード 競技用正装 ラテン 自由 女子 自由
尚、アマとシニア、E級は スタンダード、ラテン共 平服でも良いとするが事前に競技部へ届けを出す事。
- 3 アマ、N級 スタンダード 平服 ラテン 平服 女子 平服
- 4 グランド、シニア スタンダード 競技用正装 ラテン 自由 女子 自由
- 5 ジュニア、ジュブナイル スタンダード・ラテン共 規定による服装
但し(ジュニア選手権のみ) スタンダード 競技用正装、又は平服 ラテン 自由 女子 自由

第6章 昇降級規定

第14条

- 1 選手の階級は、一競技年度内の成績を、下記第16条の得点表により得点合計が規定得点を得た者に第19条、20条、21条、及び22条(特別昇級)の規定により昇降級審議委員会の審議を得た後、昇級資格を与える。別表の規定得点はその級の在籍者数を勘案して、昇降級審議委員会の審議により、年度に次年度の昇級規定得点を決定する。
- 2 昇降級審議委員会は、特別昇級審議を除き、年1回とし最終競技会終了後、年度内に開催する。
- 3 昇降級審議委員とは、連盟から会長・副会長・競技部長、副部长・採点管理部長及び選手会から選任された数名

第15条 JBDF九州ボールルームダンス選手権(前期・後期)の入賞選手の獲得点数。但し、24組以上の出場組数であること。

九州インターはプロフェッショナルのみ同表を採用する。

1位	2位	3位	4位	5位	6位	準決勝
15	13	11	9	8	7	4

23組以下の出場組数に対する入賞選手の獲得点数(11組以下の出場組数の場合の準決勝は0点です。)

1位	2位	3位	4位	5位	6位	準決勝
11	9	7	6	5	4	2

第16条 JBDF九州ボールルームダンス級別競技会における、出場組数に対する入賞選手の獲得点数は、下表のとおりとする。

出場組数	1位	2位	3位	4位	5位	6位	準決勝
6組～10組	4	3	2	0	0	0	0
11組～20組	5	4	3	2	0	0	0
21組～30組	6	5	4	3	2	0	0
31組～40組	8	6	5	4	3	2	0
41組～60組	10	8	7	6	5	4	1
61組～80組	11	9	8	7	6	5	2
81組～100組	13	11	9	8	7	6	3
101組～120組	14	12	10	9	8	7	4
121組～140組	15	13	11	10	9	8	5
141組～	16	14	12	11	10	9	6

クラス混合戦、又は上位級挑戦において下位級の者が決勝入賞の成績を収めた場合は、自己級の成績に換算して得点を与える。但し、選手権に於ける得点は第6章の第15条で自己級の成績に換算しない。尚、上記の表で0の表示の部分は換算は出来ません。

(例)C級選手が35組出場したクラス混合戦・又は、上位級競技会で入賞したとして。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位
出場選手クラス	A級	A級	C級	B級	A級	C級
獲得ポイント	8	6	8	6	3	5

第17条 アマチュア即日昇級

アマN級・E級からD級までのスタンダード・ラテンアメリカンの即日昇級は下表のとおりとする。
又、N級及びE級は当日欠場の為出場組数が2組になった場合も1位のみ即日昇級とする。

本連盟開催

N級・E級→D級(30%)		D級→C級(16%)	
出場組数	昇級組数	出場組数	昇級順位
3～4	1位のみ	6～9	1位のみ
5～8	2位まで	10～15	2位まで
9～11	3位まで	16～21	3位まで
12～14	4位まで	22～28	4位まで
15～18	5位まで	29～34	5位まで
19～21	6位まで	35～40	6位まで
22以上	6位まで	41以上	6位まで

第18条 シニアの即日昇級

シニアE級及びD級のスタンダード・ラテンアメリカンの即日昇級は下表のとおりとする。
又、E級は当日欠場の為出場組数が2組になった場合も1位のみ即日昇級とする。

本連盟開催

E級→D級(30%)		D級→C級(16%)	
出場組数	昇級組数	出場組数	昇級順位
3～4	1位のみ	6～9	1位のみ
5～8	2位まで	10～15	2位まで
9～11	3位まで	16～21	3位まで
12～14	4位まで	22～28	4位まで
15～18	5位まで	29～34	5位まで
19～21	6位まで	35～40	6位まで
22以上	6位まで	41以上	6位まで

第19条 プロフェッショナル、モダン・ラテンアメリカン選手の昇級に必要な獲得点数は、下表のとおりとする。

又、別枠として、(持級又は挑戦級において)2回の優勝と別に2回の6位迄の入賞の場合も年度末に昇級できる。

現級→昇級	昇級必要点数(競技回数6回)		昇級必要点数(競技回数7回)	
	スタンダード	ラテンアメリカン	スタンダード	ラテンアメリカン
B級→A級	22点	16点	27点	18点
C級→B級	20点	14点	25点	16点
D級→C級	14点	11点	17点	13点
N級→D級	11点	10点	13点	12点

第20条 アマチュア・スタンダード・ラテンアメリカン選手のB級以上への昇級に必要な獲得点数は、下記のとおりとする

又、C級からB級は別枠として、(持級又は挑戦級において)1回の優勝と別に2回の6位迄の入賞の場合も年度末に昇級できる。
又、B級からA級は別枠として、(持級又は挑戦級において)2回の優勝と別に2回の6位迄の入賞の場合も年度末に昇級できる。

現級→昇級	昇級必要点数(競技回数6回)		昇級必要点数(競技回数7回)	
	スタンダード	ラテンアメリカン	スタンダード	ラテンアメリカン
B級→A級	13点	11点	18点	14点
C級→B級	18点	13点	22点	16点

第21条 シニア・スタンダード・ラテンアメリカン選手のB級以上への昇級に必要な獲得点数は、下記のとおりとする

又、C級からB級は別枠として、(持級又は挑戦級において)1回の優勝と別に2回の6位迄の入賞の場合も年度末に昇級できる。
又、B級からA級は別枠として、(持級又は挑戦級において)2回の優勝と別に2回の6位迄の入賞の場合も年度末に昇級できる。

現級→昇級	昇級必要点数(競技回数6回)		昇級必要点数(競技回数7回)	
	スタンダード	ラテンアメリカン	スタンダード	ラテンアメリカン
B級→A級	12点	10点	17点	13点
C級→B級	17点	12点	21点	15点

※ 上記の第19条・20条・21条の点数は年間競技回数を6回と7回を表示する。

第22条 特別昇級(プロ・アマ・シニア)について

- 1 プロはN級よりB級迄、アマ・シニアはC級及びB級の選手で競技規定第6章の19条・20条・21条の昇級獲得点数が必要点数の2倍以上に達した時点で、即日昇級できるものとする。
- 2 プロ、アマ、シニア共、C級及びB級の選手で、全日本選級の競技会で抜群の成績を得たときは、昇降級審議委員会の審議により、これを認めたときに即日昇級できるものとする。

第23条 降級規定

プロフェッショナル(スタンダード・ラテンアメリカン共通)

級	摘要項目	降級時期
A級 ↓ B級	1競技年度内で決勝以上(6位まで)に1回以上入賞する成績がおさめられなかったとき。	年度末
B級 ↓ C級	自己級及び、上級競技会で準決勝以上に1回以上入賞する成績がおさめられなかったとき。	年度末
C級 ↓ D級	1競技年度以内競技会に出場回数が満たないとき。	年度末
D級 ↓ N級	1競技年度以内競技会に出場回数が満たないとき。	年度末

上記の規定に加え、D級以上の選手は1競技年度内の競技会出場義務回数は、1/2以上としこれに満たない選手は降級する。但し他連盟からの移籍はこの限りではない。尚、全国オープン競技会(他連盟主催)に2回以上に出場した選手は出場回数1回分を加算する。

尚、降級の別枠として全国オープン競技会において一次予選を一度でも通過した場合は自クラスを維持できる。但し、1競技年度の競技義務出場回数を満たすこと。

(注)全国オープン競技会とは(スーパージャパン・日本インター選手権・JBDFプロフェッショナル選手権・10ダンス)の4競技会を示す。

尚、九州インターの全国オープン競技のクラスにおいても適用する。

第24条 降級規定

アマチュア及びシニア(スタンダード・ラテンアメリカン共通)

級	摘要項目	降級時期
A級 ↓ B級	1競技年度内で準決勝以上に1回以上入賞する成績がおさめられなかったとき。	年度末
B級 ↓ C級	自己級及び、上級競技会で準決勝以上に1回以上入賞する成績がおさめられなかったとき。	年度末
C級 ↓ D級	1競技年度以内競技会に出場回数が満たないとき。	年度末
D級 ↓ E級	D級の選手は新年度登録すると降級はしない。但し、新年度の登録がない場合はE級へ降級する。	年度末

上記の規定に加え、C級以上の選手は1競技年度内の競技会出場義務回数は、3回以上とし、これに満たない選手は降級する。E級及びD級選手が競技年度途中でD級及びC級に即日昇級した場合、その競技年度は降級規定の適用を受けない。又、他連盟・他団体からの移籍もその年度は降級規定の適用を受けない。尚、全国オープン競技会(他連盟主催)に2回以上出場した選手は出場回数1回分を加算する。

尚、降級の別枠として全国オープン競技会において一次予選を一度でも通過した場合は自クラスを維持できる。但し、1競技年度の競技義務出場回数を満たすこと。

(注)全国オープン競技会とは(スーパージャパン・日本インター選手権・JBDFプロフェッショナル選手権・10ダンス)の4競技会を示す。

尚、九州インターの全国オープン競技のクラスにおいても適用する。

第7章 選手規定

第25条 移籍登録

- 1 本連盟の登録選手が、他連盟に移籍登録を希望するときは、移籍願書に県連盟会長を経て競技部長へ提出し本連盟会長の承認を得なければならない。

第26条 転向登録

- 1 アマチュアからプロフェッショナルに転向するときは、転向届けを提出し本連盟、昇降級審議委員会の承認を得た後、選手登録しなければならない。
- 2 アマチュアからプロフェッショナルに転向したときの、級の変動は2階級下げるものとする。
- 3 プロ選手として活動した者がアマチュアへ復帰を望む場合は下記の手続を行う事。
復帰を希望する時は、転向願いを各県連盟長を通じて本連盟競技部に提出し、本連盟会長の承認を得なければならない。
尚、プロN級よりB級迄の選手は、全てのプロの活動を中止後1年経過してなければならない。
又、プロA級の選手は昇降級審議委員会の承認を得て、本連盟会長の承認を得なければならない。

第27条 産休・病欠休規定

- 1 産休を受けようとする選手は、産休届けに母子健康手帳のコピーを添付し、本連盟会長に提出しなければならない。
- 2 産休は、原則として母子健康手帳の発行日より、1年間とする。
- 3 産休及び病欠休を受けた場合でも、選手登録はしなければならない。
- 4 産休期間中は降級規定の適用を受けない。
- 5 病欠で休む選手は病欠届けに医師の診断書のコピーを添付し、本連盟会長に提出しなければならない。
病欠期間が3ヶ月以上の場合、降級規定の適用を受けない。

第28条 引退

現役を引退する選手は所定の引退届を、県連盟長を通じて本連盟に提出しなければならない。

第29条 プロフェッショナル選手

- 1 プロフェッショナル選手は、競技会の審査をしてはならない。但しアマチュア競技会に限り、届け出の上、理事会の承認を得ればその限りではない。
- 2 プロフェッショナルとなる目的をもって訓練を受けている生徒又は研修生で、訓練期間中にある者は、プロフェッショナル選手として競技会に出場することができる。

第30条 アマチュア選手

- 1 アマチュア選手として競技会に出場する者は、下記の条件に適合していなければならない。
イ) 現在、ダンス教師・研修生・でない者
ロ) 本連盟の承認を受けた場合を除き、競技会の審査を行ったことのない者
ハ) 教師協会の認定試験に合格し、またプロフェッショナルのみに限られた試験を受験したことのない者
ニ) 学生アルバイトの場合もこの規定に準じる
- 2 次に掲げる条件に含まれる者は、アマチュア選手として競技会に出場することは出来ない。
イ) プロフェッショナルとなる目的をもって訓練を受けつつある生徒又は研修生で、訓練期間中にある者
ロ) アマチュアとして身分を失った選手が、その身分の回復を希望し本連盟に回復の請願中にある者
- 3 次の各項にある者は特にアマチュアの身分を失わない。
イ) ダンス教室・ダンスホールにおいて、お茶のサービスをしたり音楽をかけたり、また現金出納掛などダンス技術と関係無く、事務的な事柄に従事していても差し支えない
ロ) アマチュア選手が、その居住地以外で催される競技会の主催者より招待を受けた場合は、旅費・宿泊費(当日を含めた前後各一日に限定)の実費を限度として受領しても差し支えない。

第31条 パートナー規定

- 1 アマチュア選手のパートナーは、アマチュアの女子に限る。
- 2 プロフェッショナル選手のパートナーは、限定されない。但しプロフェッショナル選手のパートナーとして出場した女子は、アマチュア選手のパートナーとして出場することは出来ない。
但し、プロ選手としての活動をやめアマチュアへ転向届けを提出後、プロN級からプロB級迄は1年が過ぎた後、アマチュア選手のパートナーとして出場することができる。
プロA級選手のパートナーは昇降級審議委員会を得て、本連盟会長の承認を得なければならない。
- 3 プロ・アマチュア共、現役選手のパートナーは、その登録年度中には他の選手のパートナーとして出場する事が出来ない。但し、ジュニア・ジュブナイル(規定年齢内)は育成の為出場する事が出来る。
- 4 アマチュア・プロフェッショナル共、パートナーシップを解消した場合は、パートナーは新たに組む男性の持ち級より出場することができる。
但し、プロA級のパートナーは解消届け提出日より1年過ぎた後、新たに組む男性の持ち級より出場することができる。
- 5 プロはN級より・アマはE級以上の登録選手はパートナーシップを解消したときはパートナーシップ解消届を提出しなければならない。
- 6 同性同士のパートナーシップを組むことはできない。

第32条 海外遠征に於ける選手

- 1 海外に技術の習得を目的とした留学又は研修旅行、海外で開催される国際的な競技会に出場を希望する選手は、出場申込をする前に他連盟競技会出場届・海外旅行届を県連盟長を経て本連盟競技部へ提出し本連盟会長の許可を得なければならない。
- 2 留学期間中が3ヶ月以上の場合は昇降級規定の適用は受けない
- 3 帰国後直ちにいかなる競技会にも所定の手続きをすれば出場することが出来る
- 4 上記以外の事項については本連盟会長宛に本連盟競技部を通じて提出しなければならない。

第8章 他連盟派遣選手の選考基準

第33条 全国オープンダンス選手権の大会に参加する選手の選考基準は次のように定める。

- 1 その選考は、その大会の選考を開始する時期より一定期間(原則として3競技会)をさかのぼり本連盟管内で行われた公認競技会の成績、又は選抜戦、及び本部の選出枠により選考する。
- 2 選考された選手のうち上位の選手が何らかの事で当競技会に参加出来ない場合は、下位の選手が繰り上げられる。
- 3 この選考の作業は本連盟競技部が行い、本連盟会長の承認を経て実施される。
- 4 その他の全日本規模の競技会に派遣される選手の選考は第33条1～3の項目が準用される。
又、他連盟の主催する競技会に出場を希望する選手は、他連盟競技会出場届けの書類を提出し、本連盟会長の承認を得なければならない。

第9章 附 則

この施行規定は、2017年9月10日からこれを改正施行する。